

定款

一般社団法人出版文化国際交流会

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-2-1

Tel. 03-3291-5685 Fax. 03-3233-3645

<http://www.pace.or.jp>

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人出版文化国際交流会と称し、英文名は、Publishers' Association for Cultural Exchange (略称 PACE) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本と外国との相互理解を深めかつ親善を増進するに役立つ総ての出版物の交流を計り我が国を始め世界各国出版文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 外国の出版界の実情ならびに刊行物を調査して会員および一般読者に紹介する。
 - (2) 日本の出版界の実情ならびに刊行物を外国に紹介する。
 - (3) 日本および外国の政府または民間業者の希望により著作、翻訳、印刷、複写その他の斡旋をする。
 - (4) 来日外国人、外国からの帰国者などによる座談会、講演会などの開催あるいは海外における同種のものの開催または助成をする。
 - (5) 前各項の事業を周知せしめ国内外の会員相互の連絡を密にするため定期刊行物などを発行発信などする。
 - (6) その他この法人の目的を達成するための必要な事業をおこなうものとする。
- 2 前項各号の事業は日本全国および海外においておこなうものとする。

第3章 会 員

(会員種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 特別会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員及び特別会員になろうとするものは、別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会員総会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、法人の目的を達成するために会員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情ある場合は、理事会の決議を経て、入会金を減免することもある。

- 2 特別会員は、会員総会において別に定める特別会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び特別会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しないとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会の2種とする。

- 2 定時会員総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 正会員の議決権10分の1以上の議決権を有する正会員から会員総会の目的である事項および招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時会員総会を招集しなければならない。
- 3 会員総会を招集するには、会長は、会員総会の日々の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第16条 正会員は、会員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第17条 会員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもっておこなう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもってあたる。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

- 第18条 会員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

- 第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人による議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その正会員は会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長および当該会員総会において正会員の中から選ばれた2名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上 15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第28条 この法人に、名誉会長1名、顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問の選任および解任は、理事会の決議によって会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は無報酬とし、この法人の運営に関して会長の相談に応じる。

第6章 理事会

(理事会)

第29条 この法人は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会の招集は、少なくとも3日前にその理事会の目的事項、日時及び場所等を記載した文書をもって通知する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この法人は総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体等に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配は出来ない。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第 1 1 章 雑則

(委 任)

第 4 2 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人出版文化国際交流会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず一般社団法人出版文化国際交流会の設立登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。
- 3 この法人の最初の代表理事は、江草忠敬とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。